

福岡県公報

平成二十二年五月二十一日
第三千百十二号
増刊
①

目次

教育委員会

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) …………… 一

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月二十一日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令

(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程 (平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号

)の一部を次のように改正する。

第十条第一号二中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

(福岡県教育委員会事務分掌規程の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会事務分掌規程 (平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第

二号)の一部を次のように改正する。

別表第二十一項に次の一号を加える。

18 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律 (平成二十

二年法律第十九号。以下「子ども手当法」という。) 第十六条第一項

の規定によって読み替えられる同法第六条第一項の規定に基づき、職

課長

員の子どもの受給資格及び子ども手当の額を認定すること (県立
学校長に専決させるものを除く。)

別表八中第十九項を第二十項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、
第十五項の次に次の一項を加える。

十六 子ども手当法の施行に関する事務

1 子ども手当の支給についての報告書を受理すること。

2 子ども手当の支給状況を知事に報告すること。

課長
課長

別表十四教育事務所長の項第二項に次の一号を加える。

14 子ども手当法第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項

の規定に基づき、県費負担教職員の子ども手当の受給資格及び子ども手当の額を
認定すること。

別表十四県立学校長の項第五項に次の一号を加える。

9 子ども手当法第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項

の規定に基づき、職員の子どもの受給資格及び子ども手当の額を認定するこ
と。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第三条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程 (昭和六十一年一月福
岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二項各号列記以外の部分中「第11号」を「第12号」に改め、同項に次の
一号を加える。

12 平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律 (平成二十二年法律第
十九号) 第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項の規定
に基づき、職員の子どもの受給資格及び子ども手当の額を認定すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。